

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員

川内聖二

実施月日	令和5年10月30日(月)		
実施時間	10:00~11:30		
調査先	法務省民事局民事第二課		
調査所在	東京都千代田区永田町2丁目1-2衆議院第二議員会館		
調査の目的	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についての研修		
調査先担当者	法務省民事局民事第二課長 大谷 太 氏 補佐官 三枝 稔宗 氏 本坂 淳子 氏		
内容・結果等	<p>【目的】土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの土地を手放したいと考える方が増加している。相続を契機に土地を望まず取得した所有者の負担感がましており、管理の不全化を招いている。今回、国が創設した相続土地国庫帰属制度についての調査研究。</p> <p>【内容】相続土地国庫帰属制度(R5.4.27施行)は、所有者不明土地棟の発生と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し、相続登記がされていないこと等により、所有者不明土地が発生している。所有者不明土地の割合が24%で原因は相続登記の未了62%、住所変更登記の未了34%であり、遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増加している。また、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、益々深刻化する恐れがあり、解決は喫緊の課題である。予防方策として、相続登記の申請を義務化する。相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設。土地の要件は、法令で定められた通常の管理または処分するに当たり、過分の費用または労力を要する土地は不可で土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して、算出した10年分の土地管理費相当の負担金の納付が必要。それに審査に要する政令で定める審査手数料(一筆14,000円)の納付。</p> <p>【感想】相続土地国庫帰属制度に関し説明を受け、所有者不明土地の解決に向けては大きく改善されると考えるが、帰属する際の負担金が大きいと感じた。この制度は、5年後に見直すと説明を受けたが、負担金に関しては、一律ではなく地域によって金額を見直すか、早急に検討する必要があると考える。このままでは、この制度を活用したくても出来ないと考える。</p>		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 (円)
	旅費・宿泊費		53,900
	交通費		4,200
	合 計		58,100

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること